

業の空洞化を起こさないための施策が必要であることと、少子高齢社会は生活面からも交通面からも、エネルギー需要は増大の方向へシフトする可能性が指摘される。そのために特に高齢者の生活防衛手段、生活支援機器類、自動車などにおける徹底した省エネへの取組が今後一層重要な課題となると思われる。

9. 住宅問題と少子化 — 3人の子どもと暮らすために —

都市社会は農村社会に比べて子どもの出生率は低いとされる。都市には様々な欲望と娯楽が満ち溢れているから、結婚年齢も高く離婚率も高い。そのような社会で子ども2人を育てるには大変な努力が要る。ましてや3人子どもをつくることは無謀に等しいと考えるであろう。もしも若い夫婦が子ども2人をもうけるのが最大の努力目標であるとすれば、都会人口の合計特殊出生率が「2」を下回るのは自明の理である。そして子ども3人を生んでも大きな支障なく育てられる都市社会を組み立てなければ、日本の人口減少に歯止めをかけられないのも当然であろう。ところが東京をはじめ大都會の住居、そして住環境はその要望に殆ど対応出来ていないのが現実である。すなわち、子どもを産み育てる年齢の母親が夢見る、家賃が安くて広い住宅が提供されていないからである。子育てが終わった中高年（40代後半～50歳代）の夫婦が大きな一戸建て住宅を手に入れても、それは子どもを産むことには関係ない。

しかし現在の日本の家庭の通念は、結婚して子どもが小学校を終える位までは狭い借家でやりくりしながら生活し、子どもが高校から大学に入る頃になって家庭の体面も考えて郊外に一戸建て住宅を所有するという流れである。それでは若い母親は子どもを産む気持ちにならない。若い夫婦のうちこそ、ゆとりのある住宅で生活すべきなのである。そのためには政府の補助を考慮しながら、安くて大きな民間借家を大幅に増やす必要がある。以下住宅問題について2、3の問題について考察する。

(1) 大都市における住宅の住み替えの流れ

ここで検討する対象の都市は大都市、特に東京、大阪といった巨大都市圏とする。何故ならば都市が大規模になるほど、女性は子どもを産まなくなるからである。

結婚を考える若者達にとって最大の関心事の一つは質の高い住宅の確保である。出来るなら最初の子どものために独立した一部屋を確保したいと思うであろう。一般的な賃貸マンションでは2寝室1居室の形式が多く、先ずは最初の要求に応えられる水準には達している。しかし子どもの成長は早く、家庭が本格的に動きだし始めると、この程度の住宅ではすぐに手狭になる。問題は一般的新婚家庭となる住宅には2人目の子どもを受け入れる容量が全くないということである。

全国的住宅統計を数字によって海外と比較してみる。不思議なことに日本の持ち家の規模は120㎡程度で、これはイギリス、ドイツ、フランス等欧州諸国の住宅規模よりも大きい。ところが借家の規模の比較では日本が45㎡でイギリスの90、ドイツ、フランスの70の半分か2/3まで小さくなる。これは全国平均であるから、大都市圏ではさらに狭く、主婦の落ちつける独立した部屋や、夫の書斎をもつことなどは夢のまた夢である。夫婦が45～40歳位になってくると、郊外に一戸建て住宅を購入するようになる。これは平均100㎡（30坪）以上の大きさがあるから、小部屋は3つ確保され、子どもが3人いても落ち着ける広さになる。しか

しながら主婦の年齢は40歳に達しているから、もう一人産もうという精神的要求は低い。

(2) 住宅のミスマッチ

前項の話から、現在の住宅政策では3人以上の子どもを持つ若い夫婦が安心して生活出来る安価な家賃の住宅は考えていないことである。他方で市街地の中には子どもが成人して出て行った後、大きな住宅を持て余している老夫婦が沢山いる。高齢の夫婦には広い住宅は要らない。むしろ市街地の中にある40~70㎡程度のマンションの方が維持しやすい。したがって郊外にある戸建て住宅、市街地外縁部にある大きな賃貸マンションに若い家庭が住むことが、住宅政策からみた少子化を防ぐ有効な方策である。

大都会の中流階級の住宅地を調査すると、100㎡を越す戸建て住宅に年老いた婦人が独り暮らしをしている事例が多い。その近くの民間マンションでは、小さい居室と子ども2人に悩まされ、家庭生活と格闘している若い主婦が沢山いる。この無駄と過密が共存する矛盾は、一度他人に家屋敷を貸すと、現在の借家法では借家人の権利が強いために、借家人がそのまま居座る危険性があることから生まれてくる。その危険性を覚悟してまで家主は家を貸さないのである。

(3) 新しい借家制度

そこで、最近、定期借家権という賃貸方式が法律で定められた。これは貸手と借り手の間で明確に期限を設定し、期限が来たときには借り手は必ず家主に返却しなければならない法律である。定期借家契約が広まってくれば、家主は安心して家を必要とする他人に貸せるようになるであろう。賃貸借関係をより合理的にして、規模の大きな民間の貸家を造れるようにという狙いで新しい定期借家制度が設けられたのである。

(4) 3人の子どもを育てるための家賃補助

定期借家制度と家賃補助政策を組み合わせれば、3人の子どもが生まれても快適に住める住宅が供給される可能性が生まれてくる。3人以上の子どもがいる若夫婦には1居室分の家賃(月約4万円位)を国が補助することとする。借りる家は定期借家制度による民間の借家である。補助の期間は3人目の子どもが10歳になる位までとする。

現在の年間総出生数は120万であるから、その8%(約10万人)が3子目の誕生によって増やすこととすれば、毎年一家庭に払う補助金は50万円、10万家庭で500億円、制度発足10年後には5,000億円(以降は同額で推移)を国が少子化対策の家賃補助として毎年支出することになる。5,000億円は巨額であるが、住宅産業を中心においた経済活性化の補助金と見なすことも出来よう。また仮に10万戸の半数程度が先に述べた「老婦人の独り住まいの戸建住宅」であれば、子どもへの相続のために守ってきた住宅が資産として運用されることにもなり、その家賃収入は年金生活者にとって大きな潤いになるであろう。したがってその補助金は高齢者福祉対策費として理解することも出来、5,000億の支出は非合理的ではなく、むしろ一石三鳥の政策である。

10. 農学分野における少子化の課題

少子化は生産人口の減少としてあらゆる産業について問題とされるが、農林水産分野においては、第1次産業である農業、林業、水産業、畜産業などの生産が低下し、食料問題、住居資材の不足、あるいは環境問題に大きな影響を及ぼすことになる。

(1) 食糧生産と人口

日本の食糧自給率は熱エネルギーに換算して1960年に約80%であったものが、1998年には半分の40%程度に減少し、残り60%は輸入に依存している。国内で自給出来るのはわずかに米、鶏肉、砂糖の一部だけで、野菜、魚介類、牛乳、乳製品、牛肉、果物、小麦、大豆等、多くの食料が輸入に依存している。さらに家畜の飼料も含めて日本の穀物の輸入量は世界一である。食料の輸入はウルグアイラウンドや貿易摩擦等による国際的・政治的な面も含まれているが、日本の農業生産に大きな抑制が加わるのも事実である。農業就業人口は1960年に1,196万人であったが、1998年には327万人と約3分の1に減少し、耕地面積も607万haから494万haと113万ha減少している。このような減少は少子化による後継者不足が原因であるが、今後、少子高齢化の進展によって生産人口が減少すればさらに深刻な影響をもたらすであろう。元来、農林水産業は第1次産業として経済性が低いため、農山林地帯の若者は都会へ脱出し、残る後継者には結婚する相手がいなくなり、過疎地における少子高齢化の歪みをさらに極端に強めているのである。今後20～30年を経過して高齢化がピークに達し、生産人口が減少する頃には、中国を始め東南アジアでは社会経済が発展し生活レベルも著しく向上することが予想される。そうなれば自国の食糧自給が優先することになり、食糧輸入を東南アジア諸国に依存している日本へは輸出が控えられるのは当然である。少子化によって国内の食糧生産がさらに低下すれば、農学関係の第一次産業は危機的状況に至り、深刻な食糧難の時代を迎えることが予測される。しかしこのような状態には一気に陥るのではなく、社会構成の変化にともなって徐々に進行するので、その間に食糧危機を踏まえて農学に関する産業が重要な産業となるような転換を図るべきである。また科学的な研究開発によって、米穀や野菜、あるいは乳肉など良質で生産性の高い農業を産業として発展させることが重要である。

農学が重要な産業の発展の基礎となる要素は、①21世紀に食糧難に陥る危機感、②農学関係の第1次産業としての生産人口の減少により、この分野の人材の希少価値が高まる、③農学の分野は国土と環境を保全する上での役割が大きく、仕事をライフワークとして誇ることが出来る、④食糧の原料生産から加工、販売までの生産流通システムの確立が高収入に結びつく、などを考えることが出来る。

(2) 農学・農業分野における教育の課題

現在、わが国の農学・農業分野における教育は農業高等学校、農業大学校、そして大学における農学部、林学部、水産学部、獣医畜産学部などで専門教育が行われているが、実務教育を主体とした農業高校や農業大学校は次第に減少し、学部教育は高度・専門化する結果、学術的な教育を受けても実際に農学の分野で生産活動に従事する人は少ない。

そこで高校や大学校などには、実務教育が実践出来る教育体制を整備して、入学

する生徒が学習に興味と誇りを持てる教育内容を確立する必要がある。また大学の各学部における教育でも、学理に主眼をおいた研究室中心的教育よりも、フィールドに出て実践的な体験教育と研究が行えるような方向も重視されるべきである。

若者が農学に関する生産現場で誇りと使命感をもち、ゆとりのある生活が出来るようになれば、少子化の緩和にも貢献すると考えられる。

教育全般にかかわる課題として、生命倫理に関する教育が近年特に重要性を増している。これは最近のクローン動物の誕生によって、獣医畜産の領域を越えた大きな問題として社会倫理的な規範を求められているところである。

少子化との関連でさらに重要な課題は、高齢者の多くが病院で人生の最後を迎え、子ども達が近親者の死と対面する機会が少なくなり、一方、少子化で子どもの誕生に立ち会うことも無くなって、子どもにとって生命の尊厳を学ぶ機会が減少していることである。そのような背景の中で、動物の飼育を通して生と死の体験学習をすることは、極めて重要な役割を担うであろう。幼稚園や小学校においては、飼育動物を教材として人と動物の関わり合いや生と死を体験学習し、幼少児期から豊かな情操を養うことに大きく役立つものであり、成人した後にもペットや動物との触れ合いを通して家庭環境の融和や心の和みを得られ、心豊かな人生を送ることが出来るであろう。

11. 少子化の家政学的考察 —子どもの食生活について—

結婚や育児に対しても様々な考え方があり、それが少子化につながっている。

1997年に総理府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」については先に述べた通り（6. 社会学の立場から）で、女性の考え方が年齢層によっても大きく異なるが、「何が何でも結婚して子どもを産む」という考えは少なくなっているものの「仕事も結婚も子どもも」という考えの人も結構おり、結婚し家庭をもつことを選択に悩む人ばかりでないことに注目したい。

家庭とは人間の生命が誕生し、家族を形成する場所で、ライフサイクルの上では最も大切な乳児期を過ごす場所である。家庭が人間形成の場として果たしている役割は大きく、最近社会問題にもなっているいじめ、虐待、不登校など、あるいは一般に指摘されている子どもの社会性の欠如、自立性の遅れ、規範意識の低下などは、家庭の持つ教育機能の低下によるものであると見てよい。

家庭は着る、食べる、住むという基本的な生活の場であり、どのような住まいにどう住んで、何を誰と食べているのか、というような生活活動の繰り返しの中で、子どもは親の影響を受けながら成長していく。それが家庭の教育機能の中心である。

最近の家政学の研究から明らかにされた、現代の家族・家庭像と問題点は以下のようである。

- (1) 子育て参加の少ない日本の父親
- (2) 母親の子育て不安
- (3) 父親の育児参加の必要性
- (4) 子どもの食生活
- (5) 子どもにとっての住まい

このうち特に少子化との関連で子どもの食生活を考えてみたい。

少子化とともに近年のライフスタイルの多様化によって、子どもの食生活にも様々な影響がみられる。少子化の議論の中で特に家族関係の希薄化が指摘されているが、その背景には家庭での食の乱れがある。家族が揃って食事をする家庭が減っており、朝食を抜く子も増え、「孤食化」と呼ばれ、食事を家族の一員として食べるのではなく、朝夕ともに一人で食べるということが広まっている。食事は単に必要なカロリーや栄養素の摂取ではなく、日々の食事を通して育まれる情操や人間関係も大切であるが、特に都市ではかつての夕食が一家団欒の場であったような状況は失われており、都市化・宅地化の進行によって最近では農村部でもより深刻な状態になっている。

食事の内容についても、7～8年前、子ども達の好きな食べ物はオムレツ、カレーライス、サンドイッチ、ハンバーグ、ヤキソバ、スパゲッティ、メダマヤキなどで、その頭文字を並べて「オカーサンハヤスメ＝お母さんは休め」などともじっていたが、明らかにレストランでの外食メニューによる影響と考えられ、最近のある調査によれば、「主食と飲み物」とか「料理がなく菓子と飲み物だけ」のタイプが朝夕ともに増加しており、状況はさらに悪化している。飽食の時代と言われる裏で子どもの食生活は著しく貧困化（簡略化、ワンパターン化）しており、大人の価値観の多様化、ライフスタイルの多様化のために子どもの食生活が犠牲にされていると言えよう。そのことは生活習慣病の温床にもなることを考えなければならない。

子どもにとって、食事は単に食べるという行動だけではなくて、食事の材料の購入、調理、盛りつけ、配膳、保存など、家庭における学習の機会でもある。しかし受験勉強に忙しい子ども達にはそのような機会もほとんど生かされていない。

日本学術会議食問題特別委員会が唱える「食の倫理」の確立のためにも、幼少期からの食生活の在り方（食育）が根本的に見直されるべきである。そのことによって大人自身の食生活や食事観も改善され、母体の健康やリプロダクティブヘルスの向上につながる波及効果も期待出来るであろう。

12. 医学と健康の立場から

医学・医療の立場から少子社会を見る時、様々な問題がクローズアップされる。第一に少子化が現状のまま続くと仮定すると、50年後には医療そのものの在り方に大きな変革を迫る可能性がある。次に、まだ明確な結論を下せる段階にはないが、少子化の原因となり得る医学的問題がある。さらに少子化の子どもの心身の健康に及ぼす影響も大きく無視出来ない。また少子化の原因である晩婚の結果おこる出産の高齢化や、次項に述べる不妊治療をめぐる諸問題がある。

(1) 将来の医療体制への影響

少子化は医師と患者の数のバランスにも深刻な影響を及ぼすと予想される。今年医学部に入学した学生は2050年には平均68歳となり、その多くは医師として現役であろう。医師の養成状況が現在のまま変わらなければ、年間8,000人の医師が生まれる一方で、2050年には対象人口が4分の3となってしまう。1人当たりが負担する医療費が変わらないとすれば、今より4割多い医師が2割以上減った患者を診ることになるため、医師1人当たりには配分される医療費は、現在の半

分近くに減少することになる。したがって医師の供給体制については将来を見通して早急な見直しが必要であり、単に医師の総数だけでなく、専門を考慮したきめ細かな対応が必要である。

(2) 少子化の医学的原因の可能性

① 内分泌攪乱化学物質による男女の生殖機能の低下

環境汚染によるヒトの健康に対する影響としては、従来発がんや奇形の発生が挙げられてきたが、ダイオキシン等のいわゆる環境ホルモンの影響として、がんについては乳がん、子宮がん、卵巣がん、前立腺がん、精巣がんなど、奇形についても尿道下裂、停留睪丸、小陰茎など生殖器のがんが多く、したがって生殖機能についても大きな影響があることは十分に考えられてきた。ダイオキシンやPCBはエストロジェン攪乱作用があり、これが特に胎児期に強い影響を持ち、雌雄の生殖腺に分化障害や発育不全をもたらす可能性が指摘されている。人間では具体的には男子の精子数が過去50年間に半分になっているとの報告があり、日本でも調査が始められているが、男子での精子の減少、女子での子宮内膜の異常による不妊症の増加についてはまだ結論は出ていない。

② 不登校・神経性食思不振症など

不登校は先進国の中では日本に特に多い現象である。昭和48(1978)年に1万人であったが、近年特に急上昇を続け、昨年(1999年)の文部省の発表では小・中学校の不登校児童は12万人を越している。欧米での不登校は非行や反社会的行動をとるタイプが多いのに対して、日本ではいわゆる「学校嫌い」が主で、いじめや心身症、神経症によるものが多いのも特徴である。女児の不登校については思春期の瘦身願望やストレスから進展した摂食障害が多く、無月経がおり、放置すれば妊娠不能な身体になることである。最近の心身症の激増からみて、不妊症予備軍というべき集団が相当数に上ることを考えなければならないであろう。ただその判断には今後さらに調査研究が必要である。

③ その他不妊につながる疾患

いわゆる生活習慣病の代表としてがん、高血圧、糖尿病が挙げられるが、これらはいずれも生殖行為に影響をもつ。特に若年男性に増加している肥満、糖尿病は生殖能力の低下、すなわち少子化につながる可能性が知られている。したがって生活習慣病対策は、個人の問題であると同時に、次世代育成への影響も考え、早期からの健康教育が必要である。

(3) 少子化の子どもの健康に及ぼす影響 —特に心の問題—

現在の日本の乳児死亡率は3.7(出生千対)で、欧米先進国に勝り世界最低を維持している。乳児死亡率の低下は戦後の政治の安定や経済の繁栄に裏付けされ、小児保健の政策と小児科医の努力がもたらした成果であり、世界に誇るべきことである。しかしながら最近では少子化、核家族化、多忙、情報過多などによって、育児に対する母親の自信喪失によるトラブルが増加しており、このことが特に子どもの心の発達に影響を与えている。また、兄弟や子どもが少なくなったため、年長の子ども達も外で遊ぶ機会が少なく、室内でテレビやファミコンで遊ぶ時間が多くなっている。平成7年に日本小児科学会が行った全国調査によると、小・中学生のテレ

びの平均視聴時間は164分とかなり長く、肥満度が高度なほど時間も長いとする結果が出ている。肥満は生活習慣病であり、生活様式の変容によって増加傾向にあることから、その予防を積極的に進めなくてはならない。

(4) 産科医の立場からの考察

最近の20数年、高年初産（35歳以上での初出産）の割合は出生率の低下とは対照的に少しずつ増加している。これは晩婚化の当然の結果ではあるが、母親の年齢別にみた出生率の年次比較をみると、30歳代、特にその後半の母親の出生率が上昇し、逆に20歳代の母親の出生率が著しく落ち込んでいる。平成8年の宮城県での統計によれば、高年初産の割合は23.5%、すなわち4人に1人が高年初産といえる。高年初産は帝王切開の割合が3倍高まるとの報告もある。一方「年齢階層別にみた人工妊娠中絶実施率の年次推移」をみると、大半は既婚女性が避妊に失敗した「望まない妊娠」であるが、20歳未満の未婚若年層の中絶が徐々にではあるが年々増加傾向にあり、平成8年には総数338,867件の中で28,256件（8.5%）を占めている。さらに、中絶の妊娠週別の割合でみると20歳未満の中絶では12～21週、すなわち週数が進んでの中期中絶が多く、母親予備軍である10代の女性に身体的、精神的、経済的負担が強くなかかっていると考えられる。したがって、未婚若年女性の性と生殖の健康に関する指導、働く妊婦への支援、不妊カップルの治療、高年初産のケア、周産期死亡率の低下など、少子化時代の産婦人科医には大きな役割が期待される。

13. 少子化対策としての不妊治療

平成11年2月に一般国民を対象に行った不妊治療に関する全国調査の結果を厚生省の研究班が報告しているが、それによると、その時点で不妊治療を受けた者は全国で285,000人と推測され、その治療の内容は、排卵誘発剤によるものと、生殖補助医療（人工授精、体外授精、顕微授精）によるものが、その大部分を占めている。不妊治療患者の抱える現時点での問題点としては、①不妊治療に関する情報の不足、②不妊治療に伴う肉体的、精神的苦痛、そして③不妊治療の経済的負担の3つが挙げられる。この中で最も大きな問題は経済的負担の大きさである。この負担軽減のため、不妊治療に保険を適用すべきであるという要望が強く打ち出されている。日本医師会少子化対策委員会の中間報告（平成11年3月）にも、このことが提案された。

保険給付の対象とするには、不妊症は疾病か否かということが問題になる。不妊そのものは健康障害を起こさず、日常生活に支障を来さないが、生殖機能の障害という観点からは疾病と見做される。排卵誘発剤の使用や卵管閉塞に対する手術療法には、現在でも保険給付が行われているが、最近急速に技術が進歩、普及してきた生殖補助医療については現在未だ保険に収載されていない。生殖機能の障害に対する治療という点では、その手技に対して保険を適用しない、という理屈は成り立たないであろう。ただ保険適用には、その技術の普及、安全性の確認、有効性の担保などが必要であり、さらに倫理面からの検討も必要である。これらの問題に関して、これまで生殖補助医療の実施ルールを規定してきた日本産科婦人科学会では、すでに10年前に治療法として定着していると評価し、出生児の詳細な追跡調査により自然妊娠児との間に

差がなく安全性は確認されていると判断しており、有効性については妊娠率16%（人工授精）と20%（体外授精）で、保険適用になっている薬物療法より高いことを研究班の報告として出している。また昨年2月に行われた一般国民の意識調査によれば、これを認めて良いとするものが60%に達し、すでに社会的にも容認されたと認めている。また平成10年度に日本産科婦人科学会のアンケート調査では、保険医療の収載について75%の医療機関が賛成と答えている。

このように生殖補助医療について、これに従事する医療関係者の間では、これを保険適用すべきであるとのコンセンサスは得られているとあってよい。しかし、実際に保険に収載する場合には、多岐にわたる生殖補助医療技術のうち、どの技術をその対象とするかという問題や、適用の内容、例えば年齢制限、回数制限を規定すべきか否か、さらに経費の算定や実施施設の指定など、クリアしなければならない幾つかの問題がある。

生殖補助医療技術に対する保険導入による経済的支援は、挙児を望みながら経済的制約によって果たせないでいる人には大きな福音には違いないが、少子化対策の観点から見た場合どのような効果が期待出来るであろうか。前述の日本医師会の中間報告では、「成功例の出生数は10万に達する可能性がある」と述べられている。保険適用が出生数に及ぼす影響について、正確な予測は難しいが、潜在的需要の喚起により出生数の増加に寄与する可能性は高いと考えられている。

付. いわゆる三歳児神話について

いわゆる三歳児神話が一般化している。三歳児神話とは、「子どもは三歳までは常時家庭において母親の手で育てないと、その後の成長に悪影響を及ぼす」というものである。育児における「母性」役割の強調は育児書でも広まっている。ところがこの三歳児神話に対しては、保育所で過ごした子ども達の発達調査の結果で運動、探索、社会性、言語などの面で遅滞はなく、むしろ運動面では優れた様相もあるとされ、母親だけの家庭での保育ではむしろ母子の密着による弊害を生み、父親やその他の者が育児に関わることのデメリットは何もないことから、最近批判もなされている。平成10年度の厚生白書では「三歳児神話には少なくとも合理的な根拠は認められない」としてこれを否定している。たしかに三歳まで母親とべったりの生活が必要であるとする考えは是正されなければならない。そのような考え方が一般的に通用するならば、少子化はますます進むことになるだろう。

しかし「三つ子の魂百まで」という古諺があるように、三歳までの子どもの発達は極めて顕著なものがある。医学的にも脳の発達、特に脳重量は三歳では成人の70%位に達し、大脳皮質の構造も成人と変わらない6層構造になり、脳波も三歳を過ぎると成人に見られる睡眠覚醒のリズムの波形が現れる。また末梢神経の伝導速度も成人の値に近づく。解剖・生理学的に三歳は大切な節目である。

また食事、睡眠、排便、着衣、清潔などの基本的な生活習慣は三歳児までに基盤が形成されるとされ、愛情、喜び、得意、嫉妬、怒り、嫌悪、恐怖などの将来情操に発展する情緒の分化は三歳までに進む。これらは人格形成にとって重要な要因をなしていると考えられ、三歳までが発達心理学的にも重要な時期であることを示唆している。

厚生白書でも「三歳児神話には合理的な根拠は認められない」と否定しながらも、「乳幼児期」は「他者に対する基本的信頼感を形成する大事な時期」、「保育サービスを選択し、利用しつつ、家庭にいる時間の子どもとの交流を大切に」との表現もある。

結論として、三歳児までの育児の重要性は決して否定されるべきではなく、少子化に対する政策上も、たとえば産休や育児休暇の期間などについて、十分な配慮がなされなければならない。

V. 少子社会への対応

1. 当面の対策と要望

少子化への対策について国（政府）は「少子化への対応を考える有識者会議」を組織し、平成10年末に出された具体的な施策に係わる提言に基づいて、昨年12月には、少子化対策推進閣僚会議を開催し、厚生、文部、建設、労働、大蔵、自治の関係6省庁大臣の合意により、具体的には以下のような基本方針で各省庁の枠を越えた協力をする申合せを行った。

- ① 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
- ② 仕事と子育ての両立のための雇用関係の整備
- ③ 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
- ④ 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備
- ⑤ 子どもが夢を持ってのびのびと生活出来る教育の推進
- ⑥ 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

このような方針を土台にして新エンゼルプランが策定されている。

これらはいずれも極めて妥当な方策であり、実現へ向けて努力されるべきであるが、全体としてあくまでも出生数を増やすことを念頭においている。しかしその効果は現れるとしても、一世代後、すなわち20～30年後である。同時に考えなければならないのは、少なくなった子ども達が心身ともに健康に成長し、次代を担うしっかりとした大人になって貰うことである。その点では⑤が特に重要であり、単に政策提言としてではなく、国民の全てが考え、積極的に関わるべき課題であり、そうでなければ効果は期待出来ないであろう。「子育てに夢を持てる社会を」から一歩進んで「子ども達が夢を持てる社会を」に視点を移す必要もあるであろう。

それに関連して地域の視点も重要であり、自治体が展開している村おこし町おこしの運動が、児童の健全な育成に資するところは大きく、高齢社会に対する介護体制と少子社会に対する次世代の健全育成策を、地域における新たな生活意識と行政秩序によって推進することが重要である。

結婚した夫婦が子どもを産まない理由として「家が狭い」は「子育てに経費がかかる」「教育費がかかる」に次いで第3位であるが、③と⑥については少子化の背景要因としては重要であるので、具体的な施策を早急に展開すべきである。すでに本報告「IV-9」で指摘している大都市における住宅のミスマッチを解消すること、同時に職住近接を可能とするための諸条件を整備する必要がある。家庭における夫婦の役割分担や協力を考えれば、親子、家族が出来るだけ時間を共有することが望ましい。通勤時間は有効に使えないので、これを出来るだけ短縮するような施策が望ましい。

また、高齢社会では多数決原則のもとで施策が短視眼的になるおそれがある。すなわち、これまでがとかくそうであったように高齢者のための施策が重視され、少子化は二次的に扱われる。思い切って若い子育て家庭の意見を尊重し、青年層の発言力を制度的に担保する必要がある。例えば、将来は子どもに選挙権を与える（実際にはどちらかの親が代行する）、あるいは選挙権に年齢の上限を設ける位の大胆な発想が検

討されてもよいと思う。

2. 活力ある少子社会の構築

少子社会への対応について短期的・中期的に諸政策を論議することと並んで、社会全体の将来展望について一考することが必要である。少子化の強いインパクトを受け止めながら、どのような形の社会へ向かってソフトランディングを行うことが望ましいのかについて検討する必要があるからである。

最近の各方面の意見を要約すると、21世紀は「変化と柔軟性の世紀」であり、「自立的な個人が主役になる世紀」といわれる。たしかに今日は近代からポスト近代へ、工業社会から情報社会へ、という長期にわたる大転換期であり、激動期であるといつてよい。その意味で固定的な観念や行動様式に代わって、しなやかな知が求められている。そして個人のライフスタイルは多様化し、個人は自分にふさわしいライフスタイルを自己決定し、それを生涯の学習を通して創っていく責任をもつ。このような個人が組織に替わって主役を演ずる社会が21世紀であり、個人のライフスタイルの多様化、社会全体の価値観の多様化が進むといわれている。

すでに進みつつある国際化・情報化は、結果として社会生活の開放性と異質性を増加させるから、多様化は一層促進される。しかしながら他方では、多様化、ボーダレス化は既存のグループ・アイデンティティを破壊するので、閉鎖性や同質性を維持しようとする対抗的な動きも発生する。とはいえ多様化の勢いは圧倒的であり、これからの社会は多様性を生きる社会となるであろう。

将来展望で考慮すべきもう一つの条件がある。それは日本の社会は経済の低成長、環境保全、資源の枯渇、国際ルールや各種のグローバルスタンダードの遵守など、かつてない強い拘束を受けるということである。少子化・高齢化もその拘束の一つであり、最大のものかも知れない。そのような厳しい拘束の下で多様性を生きる社会、これが21世紀の日本である。したがって将来展望の課題は、厳しい拘束と多様性の下でなおかつ活力を失わない均衡社会をいかにして構築し得るか、ということになるであろう。

そのための若干の論点を以下で整理しておく。

- (1) 市場セクター、政府セクター、社会的経済（NPO）セクターの三者関係の調整
昨今、規制緩和の名のもとに、市場セクターの拡大が進み、教育すらが市場に委ねられる傾向があるが、三者関係を適切に調整することは極めて重要な課題であり、特に社会的経済といわれる協同活動分野、NPO、NGO等の本来調整機能の強い活動分野の一層の拡大が望まれる。
- (2) 「ネットワーク型コミュニティ」の構築

日常生活を支える地域コミュニティの重要性はいうまでもない。環境問題発現の場として、災害における助け合いの場として、福祉活動及び社会的弱者を支援する相互扶助の場として、子ども達を見守り育てる場として、今や社会分権の現場として、そして外国人と共住する多文化共生の場として、地域コミュニティはいよいよ重要になってきている。かつての閉鎖的な地域共同体ではなく、都市型生活様式の浸透する中で、ボランティアをネットワークーとし、知り合いの連鎖をたどるよう

な弱連結型のコミュニティを構築する必要がある。それは少子化の衝撃を吸収する上で不可欠の存在と言ってよい。

(3) マルチメディアの活用

これらのコミュニティは、最近の高度情報通信社会の進展に伴う、情報通信技術に支えられ、インターネットやマルチメディアの空間として、大きく充実・発展することが期待される。少子社会では、子ども達にとってはゲームに熱中して友達と直に触れ合う時間がなくなる面が懸念されるが、逆にインターネットを通して広く国内外に友達が出来、時には協同制作、協同作曲、協同作文なども可能となるプラスの面が大きい。ネットワークでの会話、映像を通しての対話など、現実の集団生活をいわゆるバーチャルな空間で補う事態が生じる。離れて生活する家族が国際電話等で交流し、人間関係の絆を強めるのと同様に、現実の社会での接触とネットワーク上の接触を巧みに組み合わせることによって、少子化による子どもの社会的相互作用の機会の減少を補完出来るであろう。

大人にとっては、インターネットは巨大な情報源である。多くのサイトが育児情報、子育てに役立つ生活情報、社会の動向などを提供している。そこから必要な情報を吸い上げて日常の育児生活の充実を図ることが出来る。

さらに、インターネットによる仕事が在宅でも充分に出来るような時代になりつつあるので、いわゆるSOHO (Small Office/Home Office) のみでなく、企業に勤めていても、ネットワークを通して在宅勤務が可能である。このような状況下では、若い父母が自宅で育児をしながら仕事を続けることが出来、安心して子育ても出来る。長期の育児在宅勤務という形態も考えられる。

少子化対策に、情報通信技術を本格的、多面的に活用することが必要である。

(4) 核家族の動揺変貌とパラサイト・シングル問題

性別役割分業の関係にある夫婦と二人程度の子どもからなる核家族は、1970年代の日本では典型的、標準的な家族形態であった。しかし現在はかなり変貌がみられる。形態の多様化であり、どんな家族の形を作るかは個人の選択の問題となってきた。少子化に直接影響を及ぼす晩婚化、非婚化もまた多様化の一環であり、核家族を安定した固定的なものとして捉えると現実を見誤る恐れがある。社会学者が注目する現在の問題は、いわゆるパラサイト・シングルである。これは先進国でも日本に特有の現象とされ、現在1,000万人を超えるという。社会的に自立出来るはずの子どもと中年の親が同居し、相互に依存関係にある状態は、ある期間は双方にとって快適なぬるま湯でありうるが、親子が齢をとるにつれて氷水に変わっていくはずである。

人生80年の長寿時代では、育てられるのに20年、育てるのに20年、残り40年は家族から適当な間隔をとって、社会的に自己実現することに活動の舞台を広げることが有意義である。

(5) 適応的に変化する自己アイデンティティ

近代の個人主義の価値観は、個人が一貫したアイデンティティを保持することを美德としていた。しかし、21世紀は「変化と柔軟性」、「自立した個人が主役」の時代であるという。一貫性のみを重視すると、波乱が続く環境では不適応を起こ

しやすい。変化への適応と一貫性の保持とのバランスをとりながら、生涯の発達諸課題を解決していくために、個人はライフコース全体を、幾つかの異なるステップに応じてアイデンティティを柔軟に再編成する必要がある。人生は一毛作ではなく多毛作であり、生涯学習が重視される由縁である。

(6) 価値の無差別性、多様性の尊重

価値の多様性はライフスタイルの多様性と表裏をなしている。たとえば産業社会では働き盛りの中年男性が最も高い評価を与えられ、青少年は未熟で、老年は用済みの存在に過ぎなかった。しかし少子高齢社会では性や年齢によって個人の差別はあってはならず、すべての年齢の人は等しい価値をもつ。この点でこれまでの日本社会では男性中心で中年が優先され過ぎてきた嫌いがある。

(7) 共生の作法

かつてない強い拘束と多様性の中で、なお活力を失わない均衡社会を構築するために不可欠なものは「共生の作法」である。共生という言葉は耳当たり、口当たりのいい言葉であるが、厳しい挑戦と応戦を通して矛盾を解決することによってかろうじて達成される平衡状態である。作法とは倫理、論理、心理を包括する。少子社会を支え得る社会規範は共生の作法を措いて他にないであろう。私たちはその育成のために、今後長い学習と試行錯誤を必要とする。

(8) 「生命」尊重の教育体系

当委員会が続けてきた多方面にわたる議論の中から、共通して浮かび上がってくるのは「教育」の重要性とその課題である。何を教育の柱とすべきか、については議論が多いが、「生命の尊重」を中心に据え、①生命の誕生に喜びを感じる教育、②生命の死に悲しみを感じる教育、③生命の尊厳を感じる教育、この3つを基本理念として初等教育から高等教育、さらに生涯教育まで一貫した教育の体系を確立することが重要であると考えられる。

VI. おわりに

少子化の議論はプラス、マイナス様々な評価がある。従来はとかくマイナス面が強調され過ぎてきたと思われる。出生率の低下に歯止めをかけるために、可能性のあるあらゆる方策を講ずる必要はあるが、同時に地球上の資源は有限であり、食糧やエネルギー、あるいは環境問題を地球規模で考えるならば、日本は今後「少子化先進国」として世界にその範を示すチャンスとしても捉えるべきであろう。

今や有識者会議、国民会議、閣僚会議、議員連盟、その他多くの会議や様々な民間団体から積極的に提言や施策が出されているが、場当たりの、姑息的な対策では効果は期待出来ず、地球的視野と長期的展望に立って議論し、結論を導くことが必要である。また、子ども達の立場を考え、子どもの権利を尊重する社会的な基盤を作ること大切である。それは決して子どもを甘やかしたり、子どもの言いなりになることではなく、子どもを大人の付属物と考えないで、一個の独立した人格として尊重することである。親や教師は、愛情と厳しさと権威とをもって育児と教育に当たるべきである。

少子化対策は単に出生率の低下に歯止めをかけ、タックスペイヤーを増やせばよいと言うような次元の低い話ではないと思う。次世代あるいは次々世代には、地球温暖化や環境問題、人口・食糧問題をはじめ多くの難問の解決が課せられている。そのような世代の育成を念頭においた対策が考えられなければならない。

今から100年前、スウェーデンの女性教育者エレン・ケイは「子どもの世紀」という著書を著した。その中で彼女は「来るべき世紀は子どもの世紀となるであろう。子どもの権利が守られるときに道徳は完成する。」と述べている。残念ながらこの言葉は20世紀には実現しなかったが、現在行われている少子化に関する議論が、大人本位の論理ではなく、子どもを大切にするという思想を原点に据え、子どもの権利を尊重し、若者や子ども達の視点に立って考え行動することが、少子化に歯止めをかけるためだけでなく、真に持続可能な発展する社会を築き、21世紀を明るい子どもの世紀とするために基本的に重要なことである。

ヒアリング等の記録

1. 女性会員・研究連絡委員会委員より

- (1) 原 ひろ子 (第1部会員、お茶の水女子大学ジェンダー研究所長)
(10-6-19) 「地球環境と人口」課題の中の日本における「少子化問題」
- (2) 浅倉むつ子 (第2部社会法学研連委員、東京都立大学教授)
(10-8-27) 「労働法の視点からみた少子化問題」
- (3) 伊藤 セツ (第3部経済政策研連委員、昭和女子大学女性文化研究所教授)
(10-12-24) 「働く女性の子産み、子育てへの社会的サポート」
- (4) 室伏きみ子 (第4部生物学研連委員、お茶の水女子大学理学部教授)
(11-2-19) 「少子化をめぐる女子学生の意識調査と生物学からみた少子化」
- (5) 大熊由起子 (第5部工学共通基盤研連委員、朝日新聞論説委員)
(10-12-24) 「福祉と技術と少子化と」
- (6) 島田 淳子 (第6部会員、お茶の水女子大学家政学部教授)
(10-6-19) 「少子化の要因に関する家政学的考察」
- (7) 跡見 順子 (第7部体力科学研連委員、東京大学総合科学研究科教授)
(10-8-27) 「少子化 -発想の転換を-」

2. 専門家・有識者より

- (1) 椋野美智子 (日本社会事業大学教授、前厚生省大臣官房地域政策推進室長)
(10-10-30) 「少子化を考える -厚生白書を通して-」
- (2) 大江 守之 (慶応義塾大学教授、国立社会保障人口問題研究所部長)
(11-4-23) 「少子化の要因と帰結：政策の射程」

3. 会員(少子社会の多面的検討特別委員会委員)より

- (1) 塩原 勉 「少子安定社会への展望」(11-12-21)
- (2) 荒木 誠之 「少子化の問題点と当面の課題」(11-11-5)
- (3) 藤井弥太郎 「少子均衡社会の問題 -経済の側面から-」(11-9-3)
- (4) 岡本 和夫 「教育から見た少子社会」(11-11-5)
- (5) 伊藤 滋 「少子化への対応を考える有識者会議の提言について」(11-2-19)
- (6) 高橋 貢 「農学の立場から」(11-9-3)
- (7) 野田起一郎 「少子化対策と不妊治療」(11-12-21)

4. 公開シンポジウム「少子化を考える」 講演者 (10-7-25)

- (1) 多田 啓也 (第7部会員、少子社会特別委員会幹事、東北大学名誉教授)
「日は沈むのか」
- (2) 田中 敏隆 (第1部会員、少子社会特別委員会幹事、大阪教育大学名誉教授)
「少子社会と教育」
- (3) 伊藤 セツ (第3部経済政策研究連絡委員会委員、昭和女子大学女性文化研究所教授)
「女性の立場から」
- (4) 古賀 詔子 (日本母性保護産婦人科医会宮城県支部常任理事、古賀クリニック院長)
「産婦人科医の立場から」
- (5) 小田 清一 (厚生省児童家庭局母子保健課長)
「少子化を取りまく問題」

参 考 文 献

1. 総論的資料

- (1) 人口問題審議会報告「少子化に関する基本的考え方について
－人口減少社会、未来への責任と課題－」 1997年10月
- (2) 「人口減少社会、未来への責任と選択」 同上出版物 1998年 3月
- (3) 平成10年版 厚生白書 ー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー
- (4) 少子化に関する世論調査 総理府 1999年 2月
- (5) 母子保健の主なる統計（平成11年度版）
- (6) 学術の動向 特集「少子化を考える」1999年 1月
- (7) 経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針 経済企画庁編 1999年 9月

2. 日本学術会議研究連絡委員会（研連）報告等

- (1) 家政学研連：現代における家族の問題と家族に関する教育（平成 9年 6月20日）
- (2) 社会福祉・社会保障研連：仲村優一：少子社会の福祉課題（学術の動向平成11年 6月）
- (3) 環境保健学研連：公開シンポジウム「内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の影響はどこまでわかっているか」（10年 9月 7日）発表要旨

3. その他の論文、文献等

- (1) 少子高齢化社会における保健医療改革 M. R. Reich:第102 回日本小児科学会特別講演 1999年 4月
- (2) 子ども達がテレビ等視聴、ファミコン等で遊んでいる実態と肥満との関係調査成績 日本小児科学会雑誌 99:1700-3、1995
- (3) 日本医師会少子化対策委員会 中間報告 1999年 3月
- (4) 1999 人口の動向 日本と世界 国立社会保障人口問題研究所編 1999年11月